

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基 金 の 名 称	住宅保証基金
法 人 名	(財) 住宅保証機構
基 金額(国庫補助金等相当額)	4,881,184,874 円 (4,881,184,874 円) (平成20年4月1日現在)
基 金 事 業 の 概 要	中小住宅生産者の住宅瑕疵担保責任保険への加入を支援するとともに、故意・重過失損害や巨大損害集積時に住宅瑕疵担保責任保険保険法人へ無利子貸付を行う。

2. 見直し結果（平成20年度）

項 目	講 す る 措 置	
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等）	○第166回国会において「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が制定され、住宅事業者に瑕疵担保責任の資力確保措置が義務づけられた。このため、住宅保証基金については、資力確保措置のひとつである住宅瑕疵担保責任保険における中小住宅生産者の支援及び故意・重過失損害発生時や巨大損害集積時の確実な保険金支払いを確保し、住宅購入者の保護を行うために活用することとした。	
基金事業を終了する時期	○平成21年10月から特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく資力確保措置が義務化されることとなり、本基金による住宅瑕疵担保責任保険に対する支援を長期的に継続することが不可欠であることから、終期は設定しないものとする。	
次回の見直し時期	次回見直しは平成23年度までに実施する。	
基金事業の目標	本事業は、第166回国会において制定された特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う住宅瑕疵担保責任保険において、通常想定されない故意・重過失損害や巨大損害の発生時に保険法人に対し無利子貸付を行うことにより、保険制度の安定運営を図るために行うものであるため、目標を設定するものではない。	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	○算出した保有割合は、1.1であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。	
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 $= \text{基金残高} \times \text{保証倍率} / (\text{保証残高} + \text{保証額見込} + \text{管理費})$ $= 94.76 \text{ 億円} \times 45 \text{ 倍} / (146,981 + 24,000 + 145) \text{ 百万円}$ $= 1.1$ (算出に用いた数値) H19年度末基金残高：9476百万円 ※住宅保証基金（4881百万円）は別途造成している民間基金（4595百万円）と一体的に運用しているため、保有割合についてもこれを勘案して算出する 保証倍率：45倍 H19年度末保証残高：戸あたり最大保証額 × H19年度末保証戸数 $= 32 \text{ 万円} \times 459,316 \text{ 戸} = 146,981 \text{ 百万円}$ H20年度保証額見込：戸あたり最大保証額 × H20年度保証見込戸数 $= 32 \text{ 万円} \times 75,000 \text{ 戸} = 24,000 \text{ 百万円}$ H19年度末管理費：145百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
その他		